

国際会議・国内会議における剰余金に関する取り扱い

ESS・NLS の関連の会議開催主体（サブソサイエティ、研究専門委員会、実行委員会等）が開催する国際会議・国内会議における剰余金（共同主催の場合は責任分担率分の剰余金）は以下のように取り扱う。

1. 剰余金の 30%を名義使用料としてソサイエティに納付し、それを除いた 70%を会議開催主体の特定資産として、その使用の優先権を与える。
2. ソサイエティ納付分および優先権分は、会議開催主体がそれぞれ指定の口座に送金するとともに、会計報告時に支出として計上する。
3. 会議開催主体の優先権分の使途は、原則として限定しない。
4. 優先権分を国際会議・国内会議で使用する場合、収入には計上しない。予算書および決算書に対する審議を見通しよくするためである。ただし、四半期報告における出納帳への記載は必要である。
5. 決算時に損失が生じた場合は、優先権分を用いて損失額（共同主催の場合は責任分担率分）を補填できる。
6. 損失額が優先権分を超える場合は、その超過分の補填をソサイエティに申請できる。
7. ソサイエティから補填を受ける場合は、次回以降の国際会議・国内会議の剰余金の優先権分を使用して補填額を返済する。

（例）優先権分 90、会議開催主体の責任分担率 25%、他の共催学会の責任分担率 75%

A：決算時に 40 の収益が生じた場合

他の共催学会配分額： $40 \times 75\% = 30$

会議開催主体配分額： $40 \times 25\% = 10$

ソサイエティ納付分（ソサイエティへの繰入）： $10 \times 30\% = 3$

会議開催主体優先権分（特定資産への繰入）： $10 \times 70\% = 7$

上記優先権分の累積（特定資産残高）： $90 + 7 = 97$

B：決算時に 100 の損失が生じた場合

他の共催学会負担額： $100 \times 75\% = 75$

会議開催主体負担額： $100 \times 25\% = 25$

ソサイエティ納付分（ソサイエティへの繰入）：0

会議開催主体優先権分（特定資産への繰入）：0

上記優先権分の累積（特定資産残高）： $90 - 25 = 65$

C：決算時に 400 の損失が生じた場合

他の共催学会負担額： $400 \times 75\% = 300$

会議開催主体負担額： $400 \times 25\% = 100$

ソサイエティ納付分（ソサイエティへの繰入）：0

会議開催主体優先権分（特定資産への繰入）：0

上記優先権分の累積（特定資産残高）： $90 - 100 = -10$

ソサイエティ補填分（ソサイエティからの繰入）：10（次回以降に返済）

決算書の例 1（単独主催：直接費支出 4 0 0、剰余金 4 0 の場合）

収入		支出		
〇〇参加費	・ ・ ・	会場費	・ ・ ・	
〇〇〇〇費	・ ・ ・	会議費	・ ・ ・	
・ ・ ・	・ ・ ・	印刷費	・ ・ ・	
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
		直接費計	4 0 0	
		〇〇特定資産へ	2 8	= 40 × 70%
		名義使用料	1 2	= 40 × 30%
合計	4 4 0	合計	4 4 0	

決算書の例 2（共同主催、責任分担率 2 5 %：直接費支出 4 0 0、剰余金 4 0 の場合）

収入		支出		
〇〇参加費	・ ・ ・	会場費	・ ・ ・	
〇〇〇〇費	・ ・ ・	会議費	・ ・ ・	
・ ・ ・	・ ・ ・	印刷費	・ ・ ・	
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	
		直接費計	4 0 0	
		〇〇学会へ	3 0	= 40 × 75%
		〇〇特定資産へ	7	= 40 × 25% × 70%
		名義使用料	3	= 40 × 25% × 30%
合計	4 4 0	合計	4 4 0	